

請願書

(教育委員会が審査会への諮問を経ないでした決定についての請願)

請願法に基づき野田市情報公開・個人情報保護審査会に請願します。

1. 請願趣旨

(1) 経過

- ・平成27年3月23日 教育委員会宛に開示請求(3月総務委員会付託の陳情2号に関する答弁内容の真偽確認を目的に関連文書を開示請求)
- ・平成27年4月7日 開示請求の却下決定(平成25年度から通算53回におよぶ博物館に関連する開示請求は、特定の職員の対応ぶりに異常に反応しての不正なものとして、情報公開条例第1条に規定する目的を達成するための市民の権利行使とは認め難く権利濫用として却下)
- ・平成27年4月28日 教育委員会宛に異議申立(開示請求は総務委員会答弁の真偽確認を目的にしているものであるうえ、却下理由に上げている事項も重大な事実誤認として異議申立)
- ・平成27年5月15日 異議申立ての却下決定(再検討した結果として原決定と同様、権利濫用として却下)

(2) 重大な問題点

- ・教育委員会は、原決定(開示請求却下)と同じ理由により異議申立ての却下を行っている。(権利濫用だから不適法との意だろう)しかし、行政不服審査法第47条に規定する「その他不適法であるときは決定で却下する。」とは、「異議申立てがその形式的要件を満たしておらず不適法であるとき」(鎌倉市「解釈及び運用の基準等」の例)を云うものである。また、宇奈月温泉事件(昭和9年(才)第2644号妨害排除請求事件、大審院昭和10年10月5日判決民集14巻1965頁)においても裁判所の判断は、権利濫用を理由として棄却判決を行っている。従って、このような例からも今回の異議申立ての却下決定は極めて不当かつ違法なものである。
- ・形式的要件に、「権利濫用」を持ち込まれては、一旦行政から一方的に「権利濫用」とされると行政不服審査法第1条の云う「国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図る」ことも閉ざされることとなり、これは日本国憲法第32条に規定する「裁判を受ける権利」の侵害であると言える。

- ・教育委員会は、「異議申立てを受けて再検討した結果」としていることから本来は異議申立てに理由がないと認めるのならば却下決定ではなく、棄却決定を行うべきである。その場合、野田市個人情報保護条例第31条は、「審査会に諮問しなければならない。」としていることから今回の違法な却下決定は、審査会への諮問逃れを意図しているのではないかとさえ思える。

2. 請願項目

(1) 本件については、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項であるので、野田市情報公開・個人情報審査会条例第3条に規定される審査会の所轄事務に含まれています。そこで、教育委員会に対して審査会としての意見を述べていただきますようお願いします。

(2) 同意見を文書で請願者へもお知らせいただきますようお願いします。

平成27年6月11日

(宛先) 野田市情報公開・個人情報保護審査会様

(請願者)

住所：

氏名：

電話：

